

「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、老人福祉法及び介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた施設基準等について、市の条例で定めることとされました。

厚生労働省令で、各自治体が事業所や施設に係る基準を条例で定めるにあたり、「従うべき基準」(省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(「省令で定める基準を標準として定めるもの」)、「参酌すべき基準」(省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、自治体はこれに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められています。

当該条例は、養護老人ホームの入所者が、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として制定します。

2 対象となる施設

本市の対象施設は、「養護老人ホーム」2施設となります。

3 条例の基準となる省令

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和41年7月1日付厚生省令第19号)を基準とし条例を定めることとされており、

4 本市の考え方

「従うべき基準」

- ・配置する職員及びその員数
 - ・居室の床面積
 - ・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- 省令どおりの基準とします。

「標準」

- ・入所定員
- 省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

「参酌すべき基準」

- ・及び に掲げる基準以外の基準
- 省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
養護老人ホーム	従う	・配置する職員及びその員数	・施設長、医師、生活相談員、支援員、看護職員、栄養士、調理員等	・同内容とする
		・居室の床面積	・一人につき 10.65 m ² 以上	・同内容とする
		・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・身体拘束等の禁止、秘密の保持、事故発生の防止等	・同内容とする
	標準	・入所定員	・20人以上	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・耐火構造、消火設備、避難路確保等 ・居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、宿直室、職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、霊安室その他必要な設備	・同内容とする ・同内容とする
・居室の定員等		・1人(必要と認められる場合2人)	・同内容とする	

「青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例条例(仮称)」骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、老人福祉法及び介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた施設基準等について、市の条例で定めることとされました。

厚生労働省令で、各自治体が事業所や施設に係る基準を条例で定めるにあたり、「従うべき基準」(省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(「省令で定める基準を標準として定めるもの」)、「参酌すべき基準」(省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、自治体はこれに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められています。

当該条例は、特別養護老人ホームの入所者が、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として制定します。

2 対象となる施設

本市の対象施設は、「特別養護老人ホーム」12施設となります。

なお、本年5月1日に1施設が開設予定です。

また、地域密着型特別養護老人ホームも、7月に1施設、8月に1施設がそれぞれ開設予定となっています。

3 条例の基準となる省令

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日付厚生省令第46号)を基準とし条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

「従うべき基準」

- ・配置する職員及びその員数
 - ・居室の床面積
 - ・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- 省令どおりの基準とします。

「標準」

- ・なし

「参酌すべき基準」

- ・に掲げる基準以外の基準

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分	主な項目	主な内容		
		厚生労働省令	市の考え方	
特別養護老人ホーム	従う	・配置する職員及びその員数	・施設長、医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員等	・同内容とする
		・職員の資格要件	・施設長、生活相談員、機能訓練指導員に必要な資格	・同内容とする
		・居室の床面積	・一人につき 10.65 m ² 以上	・同内容とする
		・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・身体拘束等の禁止、介護職員の常駐、入院中の取扱い、常時一人以上の職員常駐、職員以外の者によるサービス提供の禁止、秘密の保持、事故発生の防止等	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・耐火構造、消火設備、避難路確保等 ・居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備	・同内容とする ・同内容とする
		・居室の定員等	・1人(必要と認められる場合2人)	・「4人以下」とする
ユニット型特別養護老人ホーム	従う	・居室の床面積	・一人につき 10.65 m ² 以上	・同内容とする
		・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・身体拘束等の禁止、介護職員の常駐、その他特別養護老人ホームの基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備	・同内容とする
		・居室の定員等	・1人(必要と認められる場合2人)	・同内容とする

地域密着型特別養護老人ホーム	従う	・設備基準	・居室	・同内容とする
		・居室の床面積	・一人につき 10.65 m ² 以上	・同内容とする
		・配置する職員及びその員数	・施設長、医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員等	
		・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・介護職員又は看護職員の常駐、身体拘束等の禁止、その他特別養護老人ホームの基準を一部準用	
	参酌	・設備基準	・静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備	・同内容とする
		・居室の定員等	・1人(必要と認められる場合2人)	・ <u>「4人以下」とする</u>

「青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例条例(仮称)」骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年8月26日付で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)が公布され、従来、厚生労働省で定めることとされていた軽費老人ホームの施設基準等について、市の条例で定めることとされました。

厚生労働省令で、各自治体が事業所や施設に係る基準を条例で定めるにあたり、「従うべき基準」(省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(「省令で定める基準を標準として定めるもの」)、「参酌すべき基準」(省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、自治体はこれに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められています。

当該条例は、経費老人ホームに関して、無料または低額な料金で身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な入所者が、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できることを目的として制定します。

2 対象となる施設

本市の対象施設は、「軽費老人ホーム」1施設、「ケアハウス」4施設となります。

3 条例の基準となる省令

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成20年5月9日付厚生労働省令第107号)を基準とし、条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

「従うべき基準」

- ・配置する職員及びその員数
 - ・居室の床面積
 - ・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- 省令どおりの基準とします。

「標準」

- ・入所定員(A型のみ)
- 省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

「参酌すべき基準」

- ・及び に掲げる基準以外の基準

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
軽費老人ホーム	従う	・配置する職員及びその員数	・職員の資格要件 ・施設長、生活相談員、介護職員、栄養士、事務員、調理員等	・同内容とする ・同内容とする
		・設備基準	・居室	・同内容とする
		・居室の床面積	・21.6㎡以上	・同内容とする
		・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・入所申込者に対する説明等、身体拘束等の禁止、秘密の保持、事故発生の防止等	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・耐火構造、消火設備、避難路確保等 ・談話室又は娯楽室又は集会室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室、その他必要な設備	・同内容とする ・同内容とする
	・居室の定員等	・1人(必要と認められる場合2人)	・同内容とする	
軽費老人ホームA型	従う	・配置する職員及びその員数	・職員の資格要件 ・施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、事務員、医師、調理員等	・同内容とする ・同内容とする
		・設備基準	・居室	・同内容とする
		・1人当たりの床面積	・6.6㎡以上	・同内容とする
		・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・入所申込者に対する説明等、身体拘束等の禁止、秘密の保持、事故発生の防止等	・同内容とする
	標準	・入所定員	・50人以上	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・耐火構造、消火設備、避難路確保等 ・談話室又は娯楽室又は集会室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室、その他必要な設備	・同内容とする ・同内容とする
	・居室の定員等	・1人	・同内容とする	

「青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」 骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、老人福祉法及び介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた施設基準等について、市の条例で定めることとされました。

厚生労働省令で、各自治体が事業所や施設に係る基準を条例で定めるにあたり、「従うべき基準」(省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(「省令で定める基準を標準として定めるもの」)、「参酌すべき基準」(省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、自治体はこれに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められています。

当該条例は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として制定します。

2 対象となるサービス

本市の対象サービスは、「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「福祉用具販売」となります。

3 条例の基準となる省令

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日付厚生省令第37号)を基準とし、条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

「従うべき基準」

- ・従業者に係る基準及びその員数
 - ・居室、療養室及び病室の床面積
 - ・利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- 省令どおりの基準とします。

「標準」

- ・利用定員

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

「参酌すべき基準」

- ・及び に掲げる基準以外の基準

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
訪問介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・訪問介護員(常勤換算 2.5 人以上)、サービス提供責任者、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、提供拒否の禁止、同居家族へのサービス提供の禁止、秘密の保持、事故発生の対応等	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・必要な広さ、設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・訪問介護計画の作成 ・勤務体制の確保	・同内容とする ・同内容とする
訪問入浴介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・看護職員 1 人以上、介護職員 2 人以上(1 人以上常勤)、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・原則、看護職員 1 人及び介護職員 2 人による提供 ・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする ・同内容とする
	参酌	・設備基準	・必要な広さの区画、設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・勤務体制の確保	・同内容とする
訪問看護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・保健師又は看護職員(常勤換算 2.5 人以上)、理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士(適当数)、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・主治医の指示に基づく看護の提供、主治医との密接な連携等 ・同居家族へのサービス提供の禁止、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする ・同内容とする
	参酌	・設備基準	・事務室、必要な設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・訪問看護計画及び報告書の作成	・同内容とする

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
訪問リハビリテーション	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・病院、診療所又は介護老人保健施設であって必要な広さの区画、設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・訪問リハビリテーション計画の作成	・同内容とする
居宅療養管理指導	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・医師又は歯科医師、薬剤師、看護職員	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって必要な広さ、設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・医師又は歯科医師の指示に基づく提供等	・同内容とする
通所介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・食堂、機能訓練室、相談室 ・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品	・同内容とする ・同内容とする
		・運営に関する基準等	・通所介護計画の作成、勤務体制の確保、定員の遵守等	・同内容とする

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
通所リハビリテーション	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・医師、理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士若しくは看護職員若しくは介護士、管理者	・同内容とする
		・設備基準	・3㎡に利用定員を乗じた面積以上	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・通所リハビリテーション計画の作成等	・同内容とする
短期入所生活介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員等、管理者	・同内容とする
		・設備基準	・一人当たり床面積 10.65㎡以上 ・居室(定員4人以下) (ユニット型にあっては1人又は2人)	・同内容とする ・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	標準	・利用定員	・20人以上(特別養護老人ホームに併設の場合は20人未満も可)	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室 ・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品	・同内容とする ・同内容とする
		・運営に関する基準等	・短期入所生活介護計画の作成等	

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
短期入所療養介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士、栄養士	・同内容とする
		・設備基準	・病室の床面積(1人につき6.4㎡)	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、療養上妥当適切な診療、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・食堂、浴室、機能訓練室、その他 ・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準 等	・短期療養生活介護計画の作成等	・同内容とする
特定施設入居者生活介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・耐火創造、消火設備、非難口等 その他必要な設備・備品 ・一時介護室、浴室、便所、食堂、機能訓練室 ・居室定員 1人(必要と認められる場合 2人)	・同内容とする ・同内容とする ・同内容とする
		・運営に関する基準 等	・特定施設サービス計画の作成等	・同内容とする
		・従業者に係る基準する職員及びその員数	・福祉用具専門相談員(2人以上)	・同内容とする
福祉用具貸与	参酌	・設備基準 ・運営に関する基準 等	・必要な設備・備品 ・福祉用具貸与計画の作成等	・同内容とする ・同内容とする
	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・福祉用具専門相談員(2人以上)	・同内容とする
福祉用具販売	参酌	・設備基準 ・運営に関する基準 等	・必要な設備・備品 ・福祉用具販売計画の作成等	・同内容とする ・同内容とする

「青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(仮称)」骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、老人福祉法及び介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた施設基準等について、市の条例で定めることとされました。

厚生労働省令で、各自治体が事業所や施設に係る基準を条例で定めるにあたり、「従うべき基準」(省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(「省令で定める基準を標準として定めるもの」)、「参酌すべき基準」(省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、自治体はこれに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められています。

当該条例は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、その生活の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的として制定します。

2 対象となるサービス

本市の対象サービスは、「介護予防訪問介護」、「介護予防訪問入浴介護」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防通所介護」、「介護予防通所リハビリテーション」、「介護予防短期入所生活介護」、「介護予防短期入所療養介護」、「介護予防特定施設入居者生活介護」、「介護予防福祉用具貸与」、「介護予防「福祉用具販売」となります。

3 条例の基準となる省令

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日付厚生労働省令第35号)を基準とし、条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

「従うべき基準」

- ・従業者に係る基準及びその員数
- ・居室、療養室及び病室の床面積
- ・利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

省令どおりの基準とします。

「標準」

- ・利用定員

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

「参酌すべき基準」

・ 及び に掲げる基準以外の基準

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
介護予防訪問介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・訪問介護員(常勤換算 2.5 人以上)、サービス提供責任者、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、提供拒否の禁止、同居家族へのサービス提供の禁止、秘密の保持、事故発生の対応等	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・必要な広さ、設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・介護予防サービス計画の作成 ・勤務体制の確保	・同内容とする ・同内容とする
介護予防訪問入浴介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・看護職員 1 人以上、介護職員 1 人以上(1 人以上は常勤)、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・原則、看護職員 1 人及び介護職員 1 人による提供 ・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする ・同内容とする
	参酌	・設備基準	・必要な広さの区画、設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・勤務体制の確保	・同内容とする
介護予防訪問看護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・保健師又は看護職員(常勤換算 2.5 人以上)、理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士(相当数)、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・主治医の指示に基づく看護の提供、主治医との密接な連携等 ・同居家族へのサービス提供の禁止、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする ・同内容とする
	参酌	・設備基準	・事務室、必要な設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・介護予防訪問看護計画及び報告書の作成等	・同内容とする

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
介護予防訪問リハビリテーション	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・病院、診療所又は介護老人保健施設であって必要な広さの区画、設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・介護予防訪問リハビリテーション計画の作成等	・同内容とする
介護予防居宅療養管理指導	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・医師又は歯科医師、薬剤師、看護職員	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって必要な広さ、設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・医師又は歯科医師の指示に基づく提供等	・同内容とする
介護予防通所介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・食堂、機能訓練室、相談室 ・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品	・同内容とする ・同内容とする
		・運営に関する基準等	・介護予防通所介護計画の作成、勤務体制の確保、定員の遵守等	・同内容とする

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
介護予防通所リハビリテーション	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・医師、理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士若しくは看護職員若しくは介護職員、管理者	・同内容とする
		・設備基準	・3㎡に利用定員を乗じた面積以上	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・介護予防通所リハビリテーション計画の作成等	・同内容とする
介護予防短期入所生活介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員等、管理者	・同内容とする
		・設備基準	・居室(定員4人以下) (ユニット型にあつては1人又は2人)	・同内容とする
			・一人当たり床面積10.65㎡以上	・同内容とする
	・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする	
	標準	・利用定員	・20人以上(特別養護老人ホームに併設の場合は20人未満も可)	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室	・同内容とする
・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品			・同内容とする	
	・運営に関する基準等	・介護予防短期入所生活介護計画の作成等	・同内容とする	

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
介護予防短期入所療養介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士、栄養士	・同内容とする
		・設備基準	・病室の床面積(1人につき6.4㎡)	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・療養上妥当適切な診療等 ・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする ・同内容とする
	参酌	・設備基準	・食堂、浴室、機能訓練室、その他必要な設備 ・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品	・同内容とする ・同内容とする
		・運営に関する基準等	・短期療養生活介護計画の作成等	・同内容とする
介護予防特定施設入居者生活介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・耐火創造、消火設備、非難口等その他必要な設備・備品 ・一時介護室、浴室、便所、食堂、機能訓練室 ・居室定員1人(必要と認められる場合2人)	・同内容とする ・同内容とする ・同内容とする
		・運営に関する基準等	・介護予防特定施設サービス計画の作成等	・同内容とする
介護予防貸与福祉	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・福祉用具専門相談員(2人以上)	・同内容とする
	参酌	・設備基準 ・運営に関する基準等	・必要な設備・備品 ・介護予防福祉用具貸与計画の作成等	・同内容とする ・同内容とする
介護予防販売福祉	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・福祉用具専門相談員(2人以上)	・同内容とする
	参酌	・設備基準 ・運営に関する基準等	・必要な設備・備品 ・介護予防福祉用具販売計画の作成等	・同内容とする ・同内容とする

「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、老人福祉法及び介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた施設基準等について、市の条例で定めることとされました。

厚生労働省令で、各自治体が事業所や施設に係る基準を条例で定めるにあたり、「従うべき基準」(省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(「省令で定める基準を標準として定めるもの」)、「参酌すべき基準」(省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、自治体はこれに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められています。

当該条例は、要介護状態となった場合においても、利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅またはサービス拠点若しくは共同生活住居等において、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること等を目的として制定します。

2 対象となるサービス

本市の対象サービスは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者介護」、「複合型サービス」となります。

3 条例の基準となる省令

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日付厚生労働省令第34号)を基準とし、条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

「従うべき基準」

- ・従業者に係る基準及びその員数
 - ・居室の床面積
 - ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
 - ・利用する又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- 省令どおりの基準とします。

「標準」

- ・指定地域密着型サービスの事業(小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護を除く)に係る利用定員
- 省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

「参酌すべき基準」

・ 及び に掲げる基準以外の基準

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分	主な項目	主な内容		
		厚生労働省令	市の考え方	
定期巡回 随時対応型訪問介護看護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・オペレーター、訪問介護員等、保健師又は看護職員、理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、提供拒否の禁止、同居家族へのサービス提供の禁止、秘密の保持、事故発生の対応、管理者による管理 等	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・必要な広さ、設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成 ・勤務体制の確保	・同内容とする ・同内容とする
夜間対応型訪問介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・オペレーター、訪問介護員等、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・必要な広さ、設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・定夜間対応型訪問介護計画の作成、勤務体制の確保 等	・同内容とする

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
認知症対応型通所介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員、管理者	・同内容とする
		・利用定員	・単独型 12 人以下、共用型 1 日 3 人以下	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、必要な設備・備品 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	・同内容とする ・同内容とする
		・運営に関する基準等	・認知症対応型通所介護計画の作成	・同内容とする
小規模多機能型居宅介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・従業員、看護職員、介護支援専門員、管理者	・同内容とする
		・利用定員	・登録定員：25 人以下 通いサービス定員：登録定員の 1/2 から 15 人まで 宿泊サービス：通いサービス定員の 1/3 から 9 人まで	・同内容とする
		・設備基準	・宿泊室の床面積 7.43 m ² 以上	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・居間及び食堂、宿泊室、その他必要な設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 ・小規模多機能型居宅介護計画の作成	・同内容とする ・同内容とする

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
認知症対応型共同生活介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・介護従業者、計画作成担当者、介護支援専門員、管理者、代表者	・同内容とする
		・設備基準	・居室の床面積 7.43 m ² 以上	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	標準	設備基準	・共同生活住居(ユニット)の数 1又は2 ・共同生活住居の定員5人以上9人以下	・同内容とする ・同内容とする
	参酌	・設備基準	・居間、食堂、台所、浴室その他必要な設備・備品 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	・同内容とする ・同内容とする
・運営に関する基準等		・認知症対応型共同生活介護計画の作成	・同内容とする	
地域密着型特定施設入居者生活介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者、管理者	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他定期巡回・随時対応型訪問介護看護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・耐火構造、消火設備、非難口の設置等 ・居室、一時介護室、浴室、便所、食堂、機能訓練室 ・居室の定員1人(必要と認められる場合2人)	・同内容とする ・同内容とする ・同内容とする
		・運営に関する基準等	・地域密着型特定施設サービス計画の作成等	・同内容とする

区分	主な項目	主な内容		
		厚生労働省令	市の考え方	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・医師、生活相談員、介護職員又は看護職員(利用者3人に対し1人以上)、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、管理者、ユニット型に会ってはユニットリーダー	・同内容とする
		・設備基準	・一人当たり床面積 10.65 m ² 以上 (ユニット型にあつては定員2人の場合21.3 m ² 以上)	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・居室、静養室、浴室、洗面設備、医務室、食堂及び機能訓練室 ・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品	・同内容とする ・同内容とする
		・居室の定員	・1人(必要と認められる場合2人)	・「4人以下」とする
・運営に関する基準等	・地域密着型施設サービス計画の作成等	・同内容とする		
複合型サービス	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・従業者、保健師又は看護職員、管理者	・同内容とする
		・設備基準	・宿泊室床面積 7.43 m ² 以上 (病院又は診療所にあつては6.4 m ² 以上)	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他訪問介護基準を一部準用	・同内容とする
	標準	・利用定員	・登録定員:25人以下 通いサービス定員:登録定員の1/2から15人まで 宿泊サービス:通いサービス定員の1/3から9人まで	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室 ・消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品	・同内容とする ・同内容とする
・運営に関する基準等		・複合型サービス計画の作成等	・同内容とする	

「青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(仮称)」骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成 23 年 5 月 2 日付で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、老人福祉法及び介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた施設基準等について、市の条例で定めることとされました。

厚生労働省令で、各自治体が事業所や施設に係る基準を条例で定めるにあたり、「従うべき基準」(省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(「省令で定める基準を標準として定めるもの」)、「参酌すべき基準」(省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、自治体はこれに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められています。

当該条例は、認知症である利用者が可能な限りその居宅またはサービス拠点若しくは共同生活住居等において、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図ること等を目的として制定します。

2 対象となるサービス

本市の対象サービスは、「介護予防認知症対応型通所介護」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」となります。

3 条例の基準となる省令

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日付厚生労働省令第 36 号)を基準とし、条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

「従うべき基準」

- ・従業者に係る基準及びその員数
- ・居室の床面積
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- ・利用するよう支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

省令どおりの基準とします。

「標準」

- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業(小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護を除く)に係る利用定員

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

「参酌すべき基準」

・及び に掲げる基準以外の基準

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
介護予防認知症対応型通所介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員、管理者	・同内容とする
		・利用定員	・単独型 12 人以下、共用型 1 日 3 人以下	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・管理者による管理、内容及び手続きの説明及び同意、提供拒否の禁止、同居家族へのサービス提供の禁止、秘密の保持、事故発生への対応等	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、必要な設備・備品 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	・同内容とする ・同内容とする
		・運営に関する基準等	・介護予防サービス計画の作成	・同内容とする
介護予防小規模多機能型居宅介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・従業員、看護職員、介護支援専門員、管理者	・同内容とする
		・利用定員	・登録定員:25 人以下 通いサービス定員:登録定員の 1/2 から 15 人まで 宿泊サービス:通いサービス定員の 1/3 から 9 人まで	・同内容とする
		・設備基準	・宿泊室の床面積 7.43 m ² 以上	
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他介護予防認知症対応型通所介護基準を一部準用	
	参酌	・設備基準	・居間及び食堂、宿泊室、その他必要な設備・備品	・同内容とする
		・運営に関する基準等	・消火設備その他非常災害に際して必要な設備 ・介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成 等	・同内容とする

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
認知症対応型共同生活介護	従う	・従業者に係る基準する職員及びその員数	・介護従業者、計画作成担当者、介護支援専門員、管理者、代表者	・同内容とする
		・設備基準	・居室の床面積 7.43 m ² 以上	・同内容とする
		・利用者の適切な利用、処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容及び手続きの説明及び同意、その他介護予防認知症対応型通所介護基準を一部準用	・同内容とする
	標準	設備基準	・共同生活住居(ユニット)の数 1又は2 ・共同生活住居の定員5人以上9人以下	・同内容とする ・同内容とする
	参酌	・設備基準	・居間、食堂、台所、浴室その他必要な設備・備品 ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備	・同内容とする ・同内容とする
・運営に関する基準等		・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成	・同内容とする	

「青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」 骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、老人福祉法及び介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた施設基準等について、市の条例で定めることとされました。

厚生労働省令で、各自治体が事業所や施設に係る基準を条例で定めるにあたり、「従うべき基準」(省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(「省令で定める基準を標準として定めるもの」)、「参酌すべき基準」(省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、自治体はこれに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められています。

当該条例は、指定介護老人福祉施設の入所者が、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として制定します。

2 対象となる施設

本市の対象施設は、「指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」12施設となります。

なお、本年5月1日に1施設が開設予定です。

3 条例の基準となる省令

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日付厚生省令第39号)を基準とし、条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

「従うべき基準」

- ・配置する職員及びその員数
 - ・居室の床面積
 - ・入所者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- 省令どおりの基準とします。

「標準」

- ・なし

「参酌すべき基準」

- ・に掲げる基準以外の基準

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
指定介護老人福祉施設	従う	・配置する職員及びその員数	・医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員	・同内容とする
		・居室の床面積	・10.65 m ² 以上	・同内容とする
		・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容・手続きの説明及び同意、提供拒否の禁止、身体拘束等の禁止、介護職員の常駐、従業者以外の者によるサービス提供の禁止、入院期間中の便宜供与、管理者による管理、秘密の保持、事故発生の防止等	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・消火設備等 ・居室、静養室、浴室、洗面設備、便所、医務室、食堂及び機能訓練室、	・同内容とする ・同内容とする
		・居室の定員等	・1人(必要と認められる場合2人)	・「4人以下」とする
ユニット型指定介護老人福祉施設	従う	・居室の床面積	・10.65 m ² 以上	・同内容とする
		・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・身体拘束等の禁止、介護職員又は看護職員の常駐、その他指定介護老人福祉施設基準の一部準用	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・ユニット、共同生活室、洗面設備、便所、浴室、医務室、	・同内容とする
		・居室の定員等	・1人(必要と認められる場合2人)	・同内容とする

「青森市介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、老人福祉法及び介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた施設基準等について、市の条例で定めることとされました。

厚生労働省令で、各自治体が事業所や施設に係る基準を条例で定めるにあたり、「従うべき基準」(省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(「省令で定める基準を標準として定めるもの」)、「参酌すべき基準」(省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、自治体はこれに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められています。

当該条例は、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、介護老人保健施設の入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的として制定します。

2 対象となる施設

本市の対象施設は、「介護老人保健施設」13施設となります。

3 条例の基準となる省令

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日付厚生省令第40号)を基準とし、条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

「従うべき基準」

- ・配置する職員及びその員数
 - ・入所者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- 省令どおりの基準とします。

「標準」

- ・なし

「参酌すべき基準」

- ・に掲げる基準以外の基準

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分	主な項目	主な内容		
		厚生労働省令	市の考え方	
指定介護老人保健施設	従う	・配置する職員及びその員数	・医師、薬剤師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、調理員等	・同内容とする
		・居室の床面積	・一人につき 10.65 m ² 以上	・同内容とする
		・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容・手続きの説明及び同意、提供拒否の禁止、身体拘束等の禁止、妥当適切な診療、従業者以外の者によるサービス提供の禁止、管理者による管理、秘密の保持、事故発生の防止等	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・耐火構造、避難階段、消火設備等 ・療養室、診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	・同内容とする ・同内容とする
		・療養室の定員等	・4人以下	・同内容とする
		・居室の床面積	・一人につき 10.65 m ² 以上	・同内容とする
ユニット型指定介護老人保健施設	従う	・入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・身体拘束等の禁止、介護職員又は看護職員の常駐、その他指定介護老人保健施設の基準の一部準用	・同内容とする
		・設備基準	・ユニット、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	・同内容とする
	参酌	・居室の床面積	・一人につき 10.65 m ² 以上	・同内容とする
		・居室の定員等	・1人(必要と認められる場合2人)	・同内容とする

「青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」 骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、老人福祉法及び介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた施設基準等について、市の条例で定めることとされました。

厚生労働省令で、各自治体が事業所や施設に係る基準を条例で定めるにあたり、「従うべき基準」(省令で定める基準に従い定めるもの)、「標準」(「省令で定める基準を標準として定めるもの」)、「参酌すべき基準」(省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、自治体はこれに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することが求められています。

当該条例は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として制定します。

2 対象となる施設

本市の対象施設は、「特別養護老人ホーム」12施設となります。

なお、本年5月1日に1施設が開設予定です。

また、地域密着型特別養護老人ホームも6月に1施設、 月に1施設がそれぞれ開設予定となっています。

3 条例の基準となる省令

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日付厚生省令第41号)を基準とし条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

「従うべき基準」

- ・配置する職員及びその員数
 - ・病室の床面積
 - ・入院患者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- 省令どおりの基準とします。

「標準」

- ・なし

「参酌すべき基準」

- ・ に掲げる基準以外の基準

省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
指定介護療養型医療施設	従う	・配置する職員及びその員数	・医師、看護職員、介護職員、理学療法士及び作業療法士、精神保健福祉士、介護支援専門員	・同内容とする
		・職員の常駐	・介護支援専門員、作業療法士等の常駐	・同内容とする
		・病室の床面積	・一人につき6.4㎡以上	・同内容とする
		・入院患者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容・手続きの説明及び同意、提供拒否の禁止、身体拘束等の禁止、従業者以外の者によるサービス提供の禁止、妥当適切な診療、秘密の保持、事故発生の防止等	・同内容とする
	参酌	・設備基準	・耐火構造、消火設備、避難路確保等 ・食堂、浴室、機能訓練室、談話室、生活機能訓練室、デイルーム、面会室	・同内容とする ・同内容とする
		・1病室の病床数等	・4床以下	・同内容とする
ユニット型指定介護療養型医療施設	従う	・配置する職員及びその員数	・医師、看護職員、介護職員、理学療法士及び作業療法士、精神保健福祉士、介護支援専門員	・同内容とする
		・職員の常駐	・介護支援専門員、作業療法士等の専従	・同内容とする
		・病室の床面積	・10.65㎡以上(定員2人のとき21.3㎡)	・同内容とする
	参酌	・入院患者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	・内容・手続きの説明及び同意、その他指定介護療養型医療施設を準用	・同内容とする
		・設備基準	・消火設備その他非常災害に際して必要な設備等 ・病室、共同生活室、洗面設備、便所、機能訓練室、浴室、	・同内容とする ・同内容とする
		・1病室の定員等	・1人(必要と認められる場合2人)	・同内容とする